

随意契約理由書

梅雨前線による降雨により、7月8日に槇尾川右岸斜面で大規模な土砂崩落が発生し、崩落土砂が斜面下の槇尾川右岸に不安定な状態で堆積するとともに、農業用水を取水する頭首工や、農業用水を下流の農地に送水する水路を保護するために斜面下に設置されていたロックシェッドが倒壊し、その結果、水路が埋伏され農業用水が送水できない状態となっています。

今後、斜面上に残った不安定土砂や、斜面下に堆積した土砂が槇尾川内に崩落し、通水を阻害して氾濫被害を及ぼす恐れがあることや、農業用水を送水できなくなったことで、本水路を唯一の取水源とする220haの農地で広範囲に渇水が生じ、深刻な農業被害が発生する恐れがあります。

これらの被害拡大を防止するためには、不安定土砂を撤去するとともに、農業用水の送水を再開することが必要であり、その対策は急迫を要する緊急のものです。

このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約を行うものです。